

## 年季契約奉公人再考

——メリーランド植民地における転形と社会的流動性——

和田 光 弘

### はじめに

英領北米植民地最大のステイプルたるタバコを産し、ヴァージニアとともに「タバコ植民地」の名をほしいままにしたメリーランド植民地。この植民地に入植した初期の強制労働力<sup>1</sup>年季契約奉公人については、かつて拙稿でその歴史的動向を論じ、黒人奴隷への労働力転換の原因を考察した<sup>1</sup>。その際、紙幅の関係で、年季契約奉公人の転形の実態や、土地財産の獲得を通じての社会的流動性の状況に関しては簡単に触れるに止めざるを得なかった。そこで本稿ではこれらの諸点について、その後新たに入手した史料等も交えつつ再訪・再考し、より明瞭な像の提示を試みたい。

### 一 入植と転形

旧世界から新大陸の英領植民地に渡った白人の移民は、自由移民、

表 1 13植民地への移民数の推計(1607-1775年)

	人	%
自由移民	217,900	46.1
年季契約奉公人	200,200	42.4
流刑囚	54,500	11.5
計	472,600	100.0
奴 隷	311,600	—

Aaron S. Fogleman, "From Slaves, Convicts, and Servants to Free Passengers: The Transformation of Immigration in the Era of the American Revolution," *JAH* 85 (1998): 44より作成。

年季契約奉公人、流刑囚の三種類に大別されるが、その規模はどの程度だったのか。一七世紀初頭から独立前夜までの一三植民地を対象とした最新の推計が表1である。年季契約奉公人の多さには改めて驚かされるが、カリブ海の西インド植民地のデータを加えるならば、その割合はさらに大きくなる。その他、同じ不自由移民たる流刑囚や黒人奴隷などの数値も含めると、大西洋を渡った人々の多くは、何らかの形で自由を束縛されていたといっても過言ではない。

それでは、われわれの注目するメリーランド植民地への白人移民はどの程度の数に上ったのか。一六三四—一六八〇年間に三一、八〇〇人、一六八一—一七〇〇年間に一〇、八〇〇人との推計がなされている。これを西インドなども含む全英

領植民地への白人移民全体のなかで見ると、前者の期間で二・一％、後者で二・三・四％となり、一七世紀を通して一割以上を占めていたことがわかる。ヴァージニアへの白人移民と比べても、そのおよそ半数に相当する規模である。さらに、メリーランドへの一六八〇年までの移民三二、八〇〇人の内訳を推計するならば、自由移民三割、年季契約奉公人七割——流刑囚は一七世紀には稀れ——と考えられ、やはり奉公人の割合は圧倒的である。しかもこの自由移民のなかにはヴァージニアで解放された奉公人も多数含まれていたことから、両者合わせたチェサピーク地域全体としては、年季契約奉公人の割合は八五％程度にまで達すると推定される。つまり少なくとも一六八〇年代以前の段階では、奉公人こそ「タバコ植民地」への典型的な移民形態だったのである。

彼らの入植動向は、人頭権のデータなどから窺い知ることができ<sup>(6)</sup>るが、長期トレンドとして見るならば、一六八〇年代頃を境に増加から減少へと転じており<sup>(7)</sup>、それは先に示したメリーランドへの白人移民の推計値にも映し出されている。このような動向の背景には彼らの出自や移住契機などが関連しているが、拙稿ですでに詳述したため、ここでは繰り返さない。彼らの多くが下層民出身の若い独身男性であり、本国での職にあぶれて、いわゆる「ライフサイクル・サーヴァント」の延長として、植民地へ移住した点のみを確認しておきたい<sup>(8)</sup>。

しかしここで年季契約奉公人と一口に言っても、彼らが植民地に

おいて、さらに二種類に区分されたことに留意する必要がある。正式なインデンチュア契約(年季奉公契約)を結んだ年季契約奉公人と、契約を結んでいない「非年季契約奉公人(unindentured servant)」である。一七世紀におけるその比率は、五六・五対四三・五と推計されている。インデンチュア契約とは、照合の必要から証書に刻み目が付けられたことに起因する名称で、史料にその初期の書式を見出すことができる。

「この契約はチャールズ国王陛下の御代( )年( )月( )日、(奉公人名、以下甲)と(主人名、以下乙)との間で交されるものである。甲はこの捺印証書契約によって乙及び乙の遺言執行人・相続人に対し、以下のことを認める。すなわち今回の航海もしくは次回の航海で本国からメリーランドへ到着するまで、甲は乙に身柄を委ね、メリーランド到着後は( )年間、同植民地の慣習に従って乙及び乙の相続人のもとで働く。但し乙は甲に対して渡航費の支払いを保証し、また上記の年季期間中、衣食住その他、生活必需品を与えるものとする。また年季終了時に乙は甲に対し、同植民地の慣例に従って一年分のトウモロコシと五〇エーカーの土地を与えるものとする。甲と乙は本日ここに署名し、これを証する。(証人名)の立会いのもと、捺印、作成さる。(捺印)」

非年季契約奉公人とは、このような正式な契約を交さずに植民地へ赴き、結局渡航費が支払えず、「植民地の慣例」(Customs of the

表2 非年季契約奉公人の法定年季期間(年)

年 齢	非年季契約奉公人		③年季契約奉公人	差 (②-③)
	①	②		
15歳未満	*	—	—	—
15歳	7	7	7.08	△0.08
16歳	7	7	6.19	0.81
17歳	7	7	5.62	1.38
18歳	6	6	5.10	0.90
19歳	6	6	4.65	1.35
20歳	6	6	4.38	1.62
21歳	6	6	—	—
22歳以上	5	6	4.17	1.83

①1661-5年の男性非年季契約奉公人(女性の場合は1年減ずる)および1666年以降の女性非年季契約奉公人の法定年季期間。②1718-59年の非年季契約奉公人の法定年季期間。③1718-59年の男性年季契約奉公人の実際の平均年季期間。\*: 22歳まで

William H. Browne, et al., eds., *Archives of Maryland*, 72 vols., to date (Baltimore, 1883-), 1: 409-410, 2: 147-148; Lois G. Carr & Lorena S. Walsh, "The Planter's Wife: The Experience of White Women in Seventeenth-Century Maryland," *WMQ* 34 (1977): 551-552; Walsh, "Servitude and Opportunity," 113; David W. Galenson, "British Servants and the Colonial Indenture System in the Eighteenth Century," *Journal of Southern History* 44 (1978): 62-63より作成。

Country」に従って定められた年季期間、奉公した者を指す。その入植年齢に応じた法定年季期間は表2の①、②に示したとおりであるが、年季契約奉公人の実際の年季期間(③)と比べると、一五歳の場合を除いていずれも若干長くなっているのが特徴といえる。ただしその差異はあまり大きなものではない。彼らは年季契約証書を残していないため、本国側の史料からその数や出自を探ることはできないが、メリーランドにおいては一六六一年以降、非年季契約奉公人を雇用了したプランターに対して、郡役所で奉公人の法定年季期間を確認する義務が課されており、これがまとまった史料となり

得る。これを用いたL・ウォルシュやR・メナード、P・クレメンスらの研究によると、その時系列はやや不鮮明ながら、正規の年季契約奉公人とはほぼ同じく、一六八〇年代以降減少に転じている。非年季契約奉公人と正規の年季契約奉公人との違いで最も目立つ点は、その年齢構成であろう。非年季契約奉公人は全体として若年層が厚く、特に一六八〇年代以降は一〇代が大部分を占めている。この事実をもって、非年季契約奉公人の出自を正規の奉公人よりも低く評価する研究者もいるが、これはむしろインデンチュア契約の普及度の問題と解すべきであろう。つまり正式な年季奉公契約を交すという慣行が、必ずしも奉公人の増大と歩調を合わせて展開せず、この慣行にあぶれた者——若者に多い——が非年季契約奉公人となったのであって、一六八〇年代以降は契約慣行が若年層に対しても浸透し、さらに二〇歳以上の者は、多くが正規の契約を交して植民地に渡るようになったのである。こう捉えると、非年季契約奉公人も正規の奉公人も、その出自や移住契機において大きな差異はなく、相互に補完しあって広い意味での年季契約奉公人層を構成していたと見なせよう。ただし非年季契約奉公人には実態として若年者が多いことから、技術習得率も低く、奉公人層の底辺に集中していた可能性も否定できないが、社会階層として両者を分離することは不可能であろう。時系列データで彼らがほぼ同じ動きを示すのも、こう考えると自然に首肯できる。したがって、特に区別が必要な場合を除いて、年季契約奉公人(もしくは奉公人)の語を非年季契約奉公人

をも含む広い意味で用いることは、その同質性を背景とした正当な用法であることを、ここで確認しておきたい。

さて彼ら奉公人は、プランテーションにおいてもつばらタバコ栽培に従事したわけだが、その年季期間中の労働条件とはどのようなものだったのだろうか。じつはこの点に関して、同時代史料の証言には著しい矛盾が認められる。

「年季期間中、奉公人は病気やシーズンングなど様々な難儀に山のように出くわすのであり、また悪い主人が暴君のように、この哀れな者たちをこき使うのである。……奉公人としてひどい目に会うよりも、……インディアンと結婚する方がまだましである。」

「彼ら(奉公人)はこの地(メリーランド)で、またヴァージニアで、さらにあの忌まわしいタバコを栽培しているすべての地で、何とか生きてゆかざるを得ない。……この飽くことを知らない貪欲な植物は、彼ら哀れな奴隷たち(奉公人の意)の血の汗を餌として、自らを養うのである。」

このような否定的な意見がある一方で、次のような肯定的・楽天的な証言も見られる。

「奉公人の従事する労働はそんなにきついものではなく、また本国における農民や職人の労働のように長時間にわたるものでもない。冬にはほとんどもしくは全く仕事をする必要はなく、日の出前や日没後に働くこともない。また猛暑の夏には、日中

五時間ほど休んだり、眠ったり、体を動かしたりするのである。土曜日の午後は彼らの自由時間である。祝日は遵守されており、安息日は礼拝に費やされている。……第一に我々はキリスト教徒であり、第二に人々は法の下で暮らしているのであるから、奉公人同様、主人も自らの義務を果たすことを強いられるのである。……衣食住すべては、奉公人の契約とこの植民地の正義とが等しく要求しているものである。」

〔本国から〕遠く離れた植民地のなかで、ここメリーランドは奉公人の不満の種が最も少ない植民地である。夏のあいだは一週間のうち五日と半日が労働に割り当てられており、この二ヶ月間は太陽が激しく照りつけておれば、昔からの慣習的な特権によって家の中の三時間の休息が認められ、畑仕事をする者に対してこの特権が拒絶されることはない。一二月、一月、二月と続く冬の三ヶ月間は、暖炉で燃やす木を切る以外、これといって仕事はない。ただ獵の腕前がよければ、これを楽しめる。すべての奉公人は銃を持っているので、その使い方を知っているか、また知っていなくとも習う意志さえあれば、火薬と弾の続く限り、休日や娯楽の時間に獵ができるのである。」

後者の文章を著したオルソープは、ポルティモア卿のスポークスマンの性格が強く、さらに次のようにも述べている。

「多くの人々の心の中に、そして不条理な性向の中に、年季奉公という便利で必要な限られた期間に対して、かくも偏狭な

わだかまりがあるというのは、いったいどういうわけであろうか。……あちら側（植民地）へ移住した者は公開の奴隷市場で売られ、馬のように荷車を引いているというような戯言をメリーランドに対して言う者がいるが、非常にばかばかしい間違いであって……わたしはこのようなことが決して見出され得ないことを確信している。」

彼は年季契約奉公人の本国での評判について、故郷の父に宛てた書簡の中でも同様の意見を開陳している。

「この植民地（メリーランド）の奉公人は、本国においてお喋り屋の庶民たちによって、あたかも奴隷であるかのごとく吹聴され、辱められています。実際にはロンドンの大部分の徒弟よりも自由人らしく暮らしているのであり、生活必需品の不足はなく、各々の能力に応じて非常によい待遇を受け、また尊敬されてもいるのです。」

彼の証言を必ずしも額面どおりに信用するわけにはいかないが、奉公人の権利が法廷において保護されていたことは確かであり、仮に主人が不法・不正をはたらいた場合、奉公人はしばしば裁判所に訴えて勝利を勝ち取っている。また奉公人が何らかの罰を受ける場合でも、基本的に財産を持たない彼らに罰金の支払い義務はなく、主に年季延長や、さらに手取り早い方法として鞭打ちが用いられしたが、その鞭打ちについてもメリーランドの法律は、主人の恣意的な行使を厳しく戒めている。これらのことから、奉公人の現状は本

国での悪評ほどひどくはなかったといえよう。むしろプランターや監督官の鞭以上に彼らを恐怖させたのは、先の証言のなかでも言及され、また別稿でも論じたシーズニングである。この高死亡率の危機を無事くぐり抜け、平均四年間の年季を務め上げることができれば、いよいよ解放となる。

解放給与 (Freedom due) は、通常は年季契約証書に明記されているが、正式な契約書を交わしていない非年季契約奉公人の場合でも、「植民地の慣例」として付与が保証されるきまりとなっていた。いくつかの規定例を種々の史料からまとめたのが表3である。①は先に見た年季契約証書のフォーマットに記されている規定で、『メリーランド報告』に掲載されているものである。植民の初期のせいか、かなり曖昧な内容となっている。②、③はメリーランド植民地議会の議事録に記されている規定、④は植民地裁判所の文書に収録されているもので、いずれも非年季契約奉公人に対する規定であるが、条件は契約奉公人と同程度のレベルに設定されていると考えられることから、当時の解放給与一般の詳細を——あくまでも原則であるが——窺い知ることができる。とくに②では被服関係の品目が男女別に分けられ、明瞭に記されている。この法令には土地に関する規定が見当たらないが、前後の①や③、④などでは明記されており、ここではあえて言及されなかったと考えるのが自然であろう。③はトウモロコシについてのみ男女で規定が異なり、男性は三バレル、女性是一年分とされている。これは女性のトウモロコシの消費

表3 奉公人の解放給与

① (1635年)	② (1638年)		③ (1640年)	④ (1648年)	lb.	⑤ (1666年)	⑥ (1699年)	⑦ (1715年)	
	<男性> 新しい モンマス帽: 1 新しいスーツ: 1	<女性> 新しいウエスト コート: 1	上等のスーツ (カージーもしくは は広幅織): 1	キャップもしくは 帽子: 1 新しい服(フリー ズのスーツ等): 1	30  120	スーツ: 3		<男性> 新しい帽子: 1 上等のスーツ(カ ージーもしくは広 幅織): 1	<女性> キャップ(ホワイ ト・リネン): 2 新しいウエストコ ート(やや厚手も しくはベニストン): 1
	新しいシャツ: 1	新しいベティコ ート: 1 新しいスモック: 1 奉公時に付与し た服	シャツ(ホワイト ・リネン): 1	シャツ: 1	30			新しいシャツ(ホ ワイト・リネン): 1	ベティコート(同 上): 1 エプロン(ブルー ・リネン?): 1 新しいシフト(ホ ワイト・リネン): 1
	新しいストッキ ング: 1 新しい靴: 1	新しいストッキ ング: 1 新しい靴: 1	新しいストッキ ング: 1 新しい靴: 1	ストッキング: 1 靴: 1	39			新しいストッキ ング: 1 新しい靴: 1	ストッキング 靴
	鍬(盛土用・除草用): 各1 斧: 1 トウモロコシ: 1年分	各1 3バレル	鍬: 2 斧: 1 トウモロコシ: 3バレル(女性の 場合、1年分)	鍬(広幅・狭幅): 各1 斧: 1 トウモロコシ: 3バレル	40 20 150	農具 その他の必需品 トウモロコシ: 1年分	トウモロコシ: 3バレル <もしくは> 銃(20シリング): 1	鍬: 2 斧: 1 銃(20シリング): 1	トウモロコシ: 3バレル
土地: 50エーカー			土地: 50エーカー (少なくとも5エ ーカーは植え付け 可能)	土地: 50エーカー	—	土地: 50エーカー			

量・必要量が男性より少ないことを配慮した結果と想像される。

⑤は、すでに触れたオルソープの手になるパンフレット『メリーランド植民地の特色』にみられるもので、やや曖昧な点もあるが、ほぼ法規に沿った正確な内容を読者に伝えている。⑥、⑦はメリーランド植民地議会の議事録に記載されている法令であるが、この頃にはすでに年季契約奉公人の数自体が減少し、黒人奴隷の大量導入が始まっていた。⑧は「トウモロコシもしくは銃」についてのみ述べられているところから、銃に関する追加規定と考えられる。銃は以前の条文には一切触れられていなかった品目である。⑦にもあるように銃は男性向けで、女性はこれに相当する品目として、従来どおりのトウモロコシを付与されたと考えられる。この⑦では銃についてさらに詳しい規定が定められている。(一)銃身の長さが三・五フィート以上、四フィート以下であること。(二)主人は治安判事の臨席する場で、解放する奉公人に銃を手渡すこと、(三)この義務を果さなかった主人はタバコ五〇〇ポンドの罰金を支払うこと、(四)解放された奉公人が一年以内にこの銃を売却・処分した場合は、同額の罰金を支払うこと(罰金の半分は植民地政府へ、半分は情報提供者に与えられる)、との条文である。またこの⑦には土地に関する規定が見当らないが、これは②の場合と異なり、おそらくは実際に土地付与の規定がはずされていたものと考えられる。すでにこの時期、人頭権の制度が廃止され、代わって保証金制度が導入されており、これに対応した規定と捉えることができよう。

年季契約奉公人再考(和田)

さて以上みてきた解放給与の条件は、あくまでも規定であり、現実と乖離している可能性も否定できない。そこで土地とそれ以外の条件に分けて、現実の解放給与の状況についてみてみよう。まず土地以外の解放給与であるが、これについては具体的な金額を算定することも可能である。たとえば④の文書には土地を除く査定額(タバコ重量ポンド表示)が示されているが、その合計は四二九重量ポンドとなっており、これに当時のタバコ農場価格(二ポンド当り二・二ペンス)を掛けると、三ポンド一八シリング八ペンスとなる。またG・メインの推計によれば、一六九七年以前の二〇例の平均で約三ポンド弱、一六九八―一七一五年の三二例の平均で三・五ポンド弱と算定されており、特に一七世紀は物価も安定していたと考えられることから、一八世紀初頭までほぼ一定額の支給が確認される。しかし最大の関心事ともいえる土地についてはどうなのだろうか。実はこの土地付与の規定は、実際にはほとんど機能していなかったことが判明している。まず、土地付与といっても、主人が実際に奉公人に与えたのは「五〇エーカーの土地の権利」に過ぎなかった。解放された奉公人——解放奉公人(ex-servant)——は、植民地政府の事務局(Secretary's Office)へ出頭し、主人の解放証書を提示して「土地の権利」を証明し、植民地当局から土地の交付を受けたのである。その交付手続きは複雑で、ほぼ次のような手順を踏んだ。①申請の事実を事務局が土地付登記簿(Land Grant Records)に登録、②土地測量監督官(Surveyor General)宛ての土地測量許

可証 (warrant) を事務局が申請者に対して発行 (許可証の有効期限は三月)、③測量官 (surveyor) による実地の測量、④測量官の作成した証明書を事務局へ提出、⑤事務局において総督の署名・印璽の入った土地下付証書 (patent) を申請者に対して発行。なお、一六八〇年には新たに土地登記局 (Land Office) が設置され、事務局から土地登記関連の業務のみを引き継いで、これに特化することとなった<sup>35)</sup>。このような土地付与の手続きは人頭権による土地付与の場合と基本的には同様であり、いずれも各段階で手数料が必要とされた。たとえば植民地建設初期には、②に三〇重量ポンドのタバコ、③に一〇〇ポンド、⑤に二四〇ポンドといった具合である<sup>36)</sup>。しかもこのようにして交付された土地は、大部分が奥地の処女地——特に瀑布線を越えれば「探検」の様相すら帯びる——もしくは劣等地であって、水運の便も悪く、多大の資本を投下して土地改良を施さない限り、経済効率は甚だ劣悪であった。地味・水運ともに良好な低地帯の土地は早くから入植が進んでおり、人頭権を悪用したブローカー (船長、商人、植民地の役人など) が大規模な土地投機、買い占めをおこなっていたからである。結局、解放奉公人にとって交付地とはしばしば無用の長物にも等しいものとなり、わざわざ事務局へ出頭する者は決して多くなかった。たとえ出向いたとしても直ちにブローカーへ権利を譲渡し、また土地測量許可証を得た者も、実際に奥地に入植したケースは少ない。次にあげる史料は、ある解放奉公人 (トマス・ブロクサム) が解放給与として与えられ

た土地の権利を、ブローカー (ウィリアム・ジョーンズ) に譲渡したことを記した証書である。

「一六七三年一月一日、ドーチェスター郡のトマス・ブロクサムが来局、当植民地における年季奉公の解放給与として与えられた土地五〇エーカーの権利を証明す。本証書により私トマス・ブロクサムは、当植民地における年季奉公の解放給与として与えられた土地五〇エーカーに関するすべての権利及び利益を、同郡のウィリアム・ジョーンズへ売却譲渡することを証する。ウィリアム・ジョーンズ及び彼の相続人・遺言執行人に対して、永久にこれを保証する。署名捺印し、これを証する。一六七三年一月一日、トマス・ブロクサム、(捺印)。  
証人、ジョン・グリッグズ、エドワード・ウィリアムズ。

同日 (Eodem die) ドーチェスター郡のウィリアム・ジョーンズに対し、五〇エーカーの土地測量許可証が発行された。この土地は、当植民地における年季奉公の解放給与としてトマス・ブロクサムに与えられたものであり、トマス・ブロクサムの譲渡によってウィリアム・ジョーンズが得たものである。証書有効期限 (Cert. date)、次年二月一日<sup>37)</sup>」

このようなブローカーによる土地投機という現実のなかにあって、解放奉公人たちが土地を獲得するための最も一般的な手段とは、湾岸・河川沿いの土地を「購入」することであった。しかし十分な資金の蓄積のない彼らが、解放後直ちに土地を購入することは、現実



問題として不可能と言わざるを得なかった。もっとも、年季期間中でも資本蓄積が可能であると説く同時代史料も存在する。

「勤勉な奉公人であれば、年季期間中でも、解放までに合法的に一財産築くことが可能である。……奉公人は自分自身の牛・ブタ・タバコを得て、立派に暮らせるようになるのである。しかしながらこれは……勤勉と愛想のよさによって獲得されるはずのものであって、決して怠惰や、粗野な行爲によってなされるものではない。」

つまりこの著者自身はからずも認めているように、このような例は必ずしも一般的ではなく、また仮にいくらかの資金を貯蓄することができたとしても、これだけで土地購入に十分というわけではなかった。<sup>39</sup>土地を持てなければ、解放奉公人はヨーマン・プランターとは成り得ない。しかし再び奉公人に戻ることなど到底考えようもない。まさに彼ら解放奉公人は、過渡的で不安定な存在であった。その心情の一端は、たとえば次の証言から窺い知ることができる。

「私はあなたと同じく、今や首枷から解き放たれているのですが、この状態はあまり楽しくもないし、大して得でもありません。自分の将来がどうなるのかわからないのです。年季奉公の鎖につながれていた間は、生活全般にわたって面倒を見てもらっていたのですが、今やすべて自分でせねばならず、……金のない自由とは、通風にかかった男のようなものです。踏み出す一歩一歩が苦痛を与えるのです。」<sup>40</sup>

年季契約奉公人再考(和田)

このようななかで彼らが選んだ選択肢が、ライフサイクルの一階梯としての「住込み人」だったのである。住込み人についてはすでに別稿で論じたが、<sup>41</sup>彼らは他人の世帯に同居しながら契約労働者や賃金労働者として働き、土地購入資金の蓄積を図ったのである。こうした彼らの努力、すなわちプランターへの上昇転化の試みは、社会全体としてみた場合、成功を収めたと言えるのだろうか。それとも何らかの阻害要因が作用したのであるうか。次章では、土地財産の獲得という経済的側面に焦点を絞って検証してみることにしたい。

## 二 社会的流動性

解放奉公人はプランターへと容易に上昇転化できたのか。もっと広く言うならば、メリーランド植民地は移民にとっての「機会の土地」たり得たのかどうか。この問いに答えることは、すなわちメリーランド植民地社会の階層間の流動性——社会的流動性——について分析をほどこすことに他ならない。つまり社会的流動性を計量することによって、解放奉公人の動向が明らかになると同時に、プランター層をも含む社会全体の流動性の状況が解明されるのである。実際の計量に当たっては、二方面からのアプローチが求められよう。ひとつは経済的基盤に関するもので、解放奉公人や中小プランターたちがどの程度まで土地財産の獲得に成功したのかを考察し、経済的な側面から流動性を計る。いまひとつは社会的威信に関するもの

で、中小および大プランター（解放奉公人から上昇転化した者も当然含まれる）がどのような公職に就くことができたのか、またそれを保持し、さらには子孫に引き継ぐことができたのかどうかを分析し、社会的・政治的側面から流動性を計量する。両者ともすでに拙稿で論じたテーマであるが、本稿では前者について再考することで、社会的流動性の具体的状況を再確認したい。

土地財産獲得の難易度を計量するためには、期間を一定に区切って特定のコーホートを抽出し、その何パーセントが獲得に成功したかを調べればよい。原則的にはコーホートの規模が大きくなるほど分析結果の信頼性は高まるが、いくつかの理由からもっぱら男性のみを対象とせざるを得ないことは、あらかじめ指摘しておく必要がある。以下、主にメナードやウォルシュらの研究を手がかりとして、時代順に見てゆきたい。

まず、一六四二年以前に年季契約奉公人としてメリーランド植民地へ入植した二七五名を取り上げる。もちろんこれは史料的に確認され得る者の数であり、当然ながら移民の総数ではない。ともあれ彼らのうち、シーズニングを無事くぐり抜け、解放奉公人として再び記録に現れるのは一五八名である。そのうち一四名は解放後一〇年以内に死亡し、二五ないし二七名は他の植民地へ再移住、二五名は史料から消える。一〇年以上メリーランドに留まり、さらに史料的に追跡可能な者は九二一九四名である。このなかで最終的に土地所有者となれたのは七九一八一名であり、初期のコーホート（二七

五名）の約三〇%、解放奉公人の約五〇%、解放後もメリーランドで労働に従事した者の約八五%が、土地を得てプランターへの上昇転化に成功している。彼らは土地獲得までに平均七・五年を要し、大土地を集積した者も一部にはいたが、大部分は土地所有規模五〇一四〇〇エーカーの平均的なヨーマン・プランターとなった。しかしこの八五%という数値は、極めて高いと言わねばならない。つまり一六四〇年代のメリーランドは、高い社会的流動性を有した文字どおりの「機会の土地」だったのである。

一六四〇年代末から一六五〇年代初頭を対象とした同様の分析を見ると、入植した一三七名の年季契約奉公人のうち、解放奉公人として記録に出てくる者は七二名、さらに土地所有者となった者は五六名で、解放後もメリーランドに留まった者の約七五%がプランターへの上昇に成功している。つまり、依然として高い流動性が維持されていたことがわかる。

しかし一六六〇年代から七〇年代にかけて、様相が大きく変わり始める。一六六二―七九年に非年季契約奉公人としてメリーランドの低地帯、チャールズ郡に入植した一七九名のうち、解放奉公人となったのは五八名、そのうち一〇年以上当地に留まった者は四六名、さらに土地所有者となったのは一七―二二名であった。つまり初期コーホートの約一〇%、解放奉公人の約三五%、解放後も当地で労働に従事した者の約四〇%しか、プランターへの転形を果たせなかったのである。また別の研究でも、一六六九―一六八〇年にメリーラ

ンドで解放された奉公人(約三、七五〇名)のうち、プランターや職人になれた者は六一・二%であったことが判明している。<sup>48)</sup>一六六〇年代以降、特に早くから入植の進んだ低地帯南部では、社会的流動性が低下し始めたのである。しかしメリーランド植民地での全体像を把握するためには、その地域差を考慮に入れる必要があるが、実際、入植・開発の遅れた「東海岸」<sup>イースト・ショア</sup>のタルボット郡では、一六七〇年代でも中小プランター(ヨーマン・プランター)から大プランター(ジェントリ)への上昇が十分に可能であったことがわかる。<sup>49)</sup>つまりメリーランド全域における社会的流動性の低下は、一六八〇年代以降としなければならない。<sup>49)</sup>

それではこの低下した社会的流動性は、その後、再び改善されることはなかったのだろうか。まず、一六五八年―一七〇五年の間にチャールズ郡に入った奉公人一、三八七名について見てみよう。<sup>50)</sup>彼らのうち、解放奉公人として確認できるのは二一六名、さらに解放後一〇年以上当地に留まり、経済的地位が判明する者が一〇三名である。そのなかで、比較的小規模なプランター(土地所有面積二〇〇エーカー程度)になった者が三二名、中規模のプランター(二五〇―一六〇〇エーカー)になれた者が二八名、大プランター(一、三〇〇エーカー以上)が五名である。コーホートの採取期間が長いので必ずしも一六八〇年代以降の状況のみを表しているとは言い難いが、解放奉公人の約三〇%しかプランターへ上昇できなかったことが判明する。<sup>51)</sup>このような社会的流動性の低下傾向は、時系列データ

年季契約奉公人再考(和田)

表4 メリーランドにおける奉公人の上昇可能性

入植時期	(A)	(B)
1642年以前	58	58-59
1648-52年	53	57-60
1658-74年	26	49
1675-79年	29	30
1680-89年	23	18
1690-1705年	10	0

(A): 自由人として史料に登場する者の割合(%)

(B): (A)のうち、土地を購入できた者の割合(%)

Kulikoff, "Tobacco and Slaves," 99より作成。

「そのあらかじめ定められた期間、年季の額木を忍耐によって耐え抜き、さらに引き続き数年間、努力を惜しまないならば、彼らは主人となれるであろう。メリーランドは讚

で見るとさらに明瞭となる。表4は、すでに述べたメナードやウォルシュらの研究成果を踏まえた上で、それにさらにデータを加えるかたちでA・キュリコフがまとめたものである。特に一六七〇年代後半から一八世紀初頭にかけて奉公人の社会的上昇の機会が縮小し、流動性が低下してゆく様子ははっきりとわかる。そしてこの傾向は一八世紀を通じて、少なくとも独立革命に至るまで大きな改善が認められず、さらには中小プランターの子ども(息子)が親の資産を維持できず、没落するケースすら確認される。<sup>52)</sup>また以上の考察は、プランターという、いわば「農業部門」に関してのものであったが、職人や商人、専門職などの「非農業部門」もしくは「農業兼業」の場合でも、同様の状況が見出せる。<sup>53)</sup>つまりメリーランド植民地社会全体において、流動性の低下が一六八〇年代以降、一貫して認められるのであって、これは逆に言えば、植民地時代を通じて社会の固定化が進行していったのだと解釈できよう。一六六〇年代、同時代人のオルソープは、次のように自信を持って断言できた。

美され当然である。……まこと意志さえあれば、克服できないものなど何もないのである。<sup>56)</sup>」

「当地(メリーランド)の奉公人は快適に年季期間を過ごすのであるが、解放後はさらにより良い生活を送ることができる。<sup>55)</sup>」

しかし一七七〇年代、同時代人の証言はまったく様変わりしてしまふ。

「かつてメリーランドは貧しき者にとってすばらしい国であった。しかし今や人で満ち溢れ、土地にはすべて所有者がおり、土地からの収穫もぎりぎりのところまで来ている。……白人の奉公人は、解放後、食べるものもなく、国中をさまようのである。<sup>58)</sup>」

それでは何故、土地財産に関する社会的流動性は一六八〇年代以降、低下したのであろうか。根本的な原因として指摘され得るのは、すでに別稿で論じた「人口転換」——移民の流入に支えられた「移民社会」から、ネイティヴ(植民地生まれの白人)の自然増に基礎を置く「ネイティヴ社会」への転換——であろう。<sup>57)</sup>種々の人口動態・静態指標を総合的に考察することで、一六八〇年代からネイティヴ社会が形成され始めたことが確認され、フロンティア的な「辺境入植地」から成熟した「植民地社会」への変容、すなわち社会の固定化・自律化が、人口という最も基礎的な要因によって理解され得るのである。しかし一六八〇—一七一〇年代に限定して直接的な原因を探るならば、最大の商品作物たるタバコをめぐる経済状況の悪化、

とりわけタバコ価格の低下をあげることができよう。つまり解放奉公人や借地農は不況の影響を直接被り、土地購入のための資金蓄積が非常に困難になったのである。しかも一七二〇年代にタバコ経済が回復期に入った時には、すでに人口転換はひととおり完了しており、以後、ネイティヴ人口の爆発的増大によって人口圧は上昇の一端をたどった。<sup>59)</sup>そのため著しい地価の上昇もたらされたのである(図1参照)。未開地がまだ十二分に存在しているにもかかわらず地価が上昇したのは、前章でも触れたように、初期に植民された低地帯の地味の良い土地、海岸・河岸沿いの土地が求められたからである。<sup>60)</sup>さらにブローカーによる土地投機も地価の上昇に拍車をかけた。解放奉公人・借地農たちの多くは、結局この上昇する地価を克服できなかつたのである。もっとも同じように経済的に貧しくとも、親から何らかの財産を受け継ぐことのできたネイティヴは、まったくのゼロからスタートする解放奉公人よりは有利な立場にあった。<sup>61)</sup>つまり解放奉公人——とりわけ非戸主の住込み人——こそ、社会的流動性低下の最初にして最大の犠牲者だったと言えることができよう。

## おわりに

いまひとつの社会的流動性の指標、すなわち公職の獲得という社会的威信の側面から流動性を計量した場合も、土地財産とほぼ同様、同時期の低下現象が確認される。メリーランド植民地というひとつ

図1 メリーランドにおける地価の時系列データ (1エーカー当り)

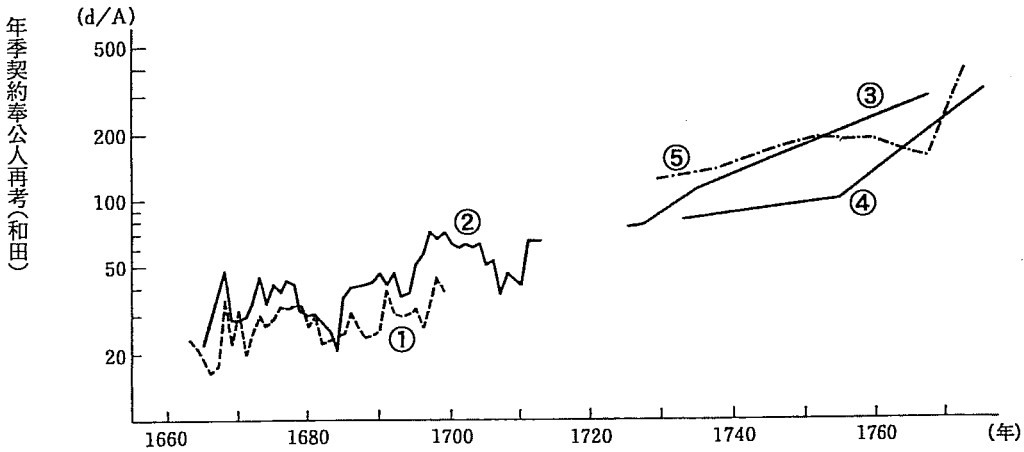


図1 メリーランドにおける地価の時系列データ (1エーカー当り)

番号	対象となる郡	通貨	デフレート	典拠
①	A, B, C, K, S, T	T→S		Wyckoff, "Land Price," 85; Menard, "Economy and Society," 475-6.
②	T	T→S		Ibid.; Clemens, <i>The Atlantic Economy</i> , 74, 226.
③	T	C	x	Ibid., 231; Menard, "Economy and Society," 158.
④	P	—	x	Kulikoff, "The Economic Growth," 280-1.
⑤	A	S→C	x	Earle, <i>The Evolution of a Tidewater Settlement System</i> , 210-11.

〔郡〕 A：アン・アランデル郡、B：ホルティモア郡、C：チャールズ郡、K：ケント郡、P：プリンス・ジョージズ郡、S：サマセット郡、T：タルボット郡。

〔通貨〕 T：タバコ、S：スターリング、C：カレンシー。デフレートはハリスの物価指数表を用いた。

の社会を対象としているのであるから、異なる切り口によって同様の結論が導き出されるのはむしろ自然であり、故なしとしない。そしてこれらの事実から、次のように言うことが許されよう。すなわち、年季契約奉公人としてメリーランドに植した資産も地位もない下層の若者が、平均四年間の年季奉公を経て解放後、土地財産および公職を獲得してプランターへと上昇することができたのは一六八〇年代頃までであって、それ以降は、少なくとも当植民地においては、彼らの社会的上昇の道は極めて困難なものとなったのである。つまり、メリーランド植民地が貧しき者にとって真の意味で「機会の土地」たり得たのは、入植が開始された一六三〇年代から一六八〇年代までのほぼ六〇年間であって、以後、独立革命に至るまで社会の固定化が進行し、「機会」は急速に失われていったのである。入植者にとって魅力の減じた——すなわち「プル要因」の低下した——この植民地に、かつてのように多くの年季契約奉公人がやって来ることはなかった。不足する強制労働力を確保するため、大プランターたちは禁断の果実に手を伸ばす。黒人奴隷の大量導入が開始される

のは、流動性の低下が確実となった一六九〇年代からである。

## 註

- (1) 拙稿「メリーランド植民地社会の展開——労働力転換を軸として——」(『西洋史学』第一四三号、一九八六年)
- (2) 不自由移民として、さらにリテンションナーをあげる場合もあるが、一八世紀のドイツ出身者が中心という点を除けば、制度的な実態は年季契約奉公人と大差はない(川北稔『民衆の大英帝国——近世ヨーロッパ社会とアメリカ移民——』(岩波書店、一九九〇年)、一九頁。
- (3) Russell R. Menard, "British Migration to the Chesapeake Colonies in the Seventeenth Century," in *Colonial Chesapeake Society*, ed. Lois G. Carr, Philip D. Morgan and Jean B. Russo (Chapel Hill, 1988), 102, 105 での計算。移民の多くは本国からやって来た人々であるが、「カトリックの避難所」たるメリーランドの場合、外国人の帰化の問題も重要である。一六八九年以前は土地所有者になると自動的に帰化が認められたが、以後は議会の定めによった。メリーランド植民地議会が認めた帰化者は、一六八九年以前は八四名、以後一七六三年までが八七名である(ただし個人名と家族名を含む。Carroll T. Bond, ed., *Proceedings of the Maryland Court of Appeals, 1695-1729* (Washington, D. C., 1933), ix-x)。(4) "Early Maryland Naturalizations, etc., from Kilty's Laws" の母本 (Gaius M. Brumbaugh, *Maryland Records: Colonial, Revolutionary, County and Church from Original Sources*, vol. 2 (Lancaster, Pa., 1928), 311-313) によれば、一六六〇年代一〇名、一七〇〇年代四十名、一八〇〇年代一四名、九〇年代一名の計八十一名(家族)とある。ただしこの

史料は、植民地議会によって正式に認められた帰化者のみをリストアップしており、郡役所レベルで事実上認められた者も含めると、実際の数はもっと多かったと考えられる。

- (4) Russell R. Menard, "Economy and Society in Early Colonial Maryland" (Ph. D. diss., University of Iowa, 1975), 218.
- (5) Lois G. Carr & Russell R. Menard, "Immigration and Opportunity: The Freedman in Early Colonial Maryland," in *The Chesapeake in the Seventeenth Century: Essays on Anglo-American Society*, ed. Thad W. Tate & David L. Armerman (Chapel Hill, 1979), 206-207.
- (6) 年季契約奉公人の入植動向に関する集計データは、本国側では年季契約証書(後述)から、メリーランド側では人頭権およびそれに基づく土地登記のリストなど得られる。ただし年季契約証書は、年季契約奉公人全体の高々五割をカバーするだけのものしか現存しておらず(David W. Galenson, "White Servitude and the Growth of Black Slavery in Colonial America," *JEH* 41 (1981): 45) 特にチェサピーク地域へ流入した奉公人の場合、最大規模を誇るフレズトルの史料(一六五四—一六六六年)ですら一六・六%を占めるにすぎない(James Horn, "Servant Emigration to the Chesapeake in the Seventeenth Century," in *The Chesapeake in the Seventeenth Century*, ed. Tate, et al., 53-54)。(7) 人頭権の導入時と土地測量時のタイムラグ、(8) 入植場所と測量場所が大きく離れているケース、(9) そもそも測量しない場合も多く、などの理由から、(10) の信頼度は高くない(Carville V. Earle, *The Evolution of a Tidewater Settlement System: All Hallow's Parish, Maryland, 1650-1783* (Chicago, 1975), 53)。
- (7) Menard, "Economy and Society," 157.

- (8) たゞえば次の記述史料は非常に示唆的である。「多くのキリスト教園に於ては、手仕事や技術や学問を学ばためた、また生活の糧を得るためた、予め定められた期間、奉公しなければ暮らして行くことが出来ぬ者があるのを私は確信している。……下層の者が、食物の不足に悩まされたり状態からなるとなると這上がらぬようやるのむねは、私たちがこのメリーランド植民地へ移るのを薦めたこと。」(George Alsop, *A Character of the Province of Maryland* (London, 1666) in *Narratives of Early Maryland, 1633-1684*, ed. Clayton C. Hall (New York, 1910, rep., 1967), 354.)
- (9) Lorena S. Walsh, "Charles County, Maryland, 1658-1705: A Study of Chesapeake Social and Political Structure" (Ph.D. diss., Michigan State University, 1977), 481; id., "Servitude and Opportunity in Charles County, Maryland, 1658-1705," in *Law, Society, and Politics in Early Maryland*, ed. Aubrey C. Land, Lois G. Carr and Edward C. Papenfuss (Baltimore, 1977), 129.
- (10) [Andrew White?], *A Relation of Maryland* (London, 1635) in *Narratives of Early Maryland*, ed. Hall, 99-100 の語句。植民地の親戚・知人を頼り、渡航費を支払って自由移民になる計算から、故意に年季奉公契約を結ぶなかに「たぎや」の「spirit」に心をなされた者があつたといふことは、想像は難くない。
- (11) Walsh, "Charles County," 23, 26.
- (12) Id., "Servitude and Opportunity," 114; Menard, "Economy and Society," 416. Paul G. E. Clemens, *The Atlantic Economy and Colonial Maryland's Eastern Shore: From Tobacco to Grain* (Ithaca, 1980), 53.
- (13) たゞし、二二歳以上の非年季契約奉公人の実際の年季期間は短くたぬ、プランターがもえて郡役所に出向かない場合も多かったと考えられるところから、若年へのインテンスが生じうる可能性もある(Walsh, "Servitude and Opportunity," 113; Carr & Walsh, "The Planter's Wife," 545)。
- (14) Menard, "Economy and Society," 414-415.
- (15) Walsh, "Servitude and Opportunity," 113-114.
- (16) 一七世紀初頭の探検家ピエール・ロベール・ド・ラ・サールの土地測量報告書に於けるピエール・ロベールの語句。John Lawson, *A New Voyage to Carolina: Containing the Exact Description and Natural History of the Country; Together with the Present State thereof; and a Journal of a Thousand Miles, Travel'd thro' Several Nations of Indians; Giving a Particular Account of Their Customs, Manners, etc.* (London, 1709, edited with an introd. and notes by Hugh T. Lefler, Chapel Hill, 1967).
- (17) キンタ北緯のトリスラントから、一六七九—一八〇年にかけての大船を訪れたトリスラント派の二人の人物による語句。Gloria L. Main, *Tobacco Colony: Life in Early Maryland, 1650-1720* (Princeton, 1982), 115.
- (18) John Hammond, *Leah and Rachel, or, The Two Fruitful Sisters, Virginia and Maryland* (London, 1656) in *Narratives of Early Maryland*, ed. Hall, 290, 292.
- (19) Alsop, *A Character of the Province of Maryland in Narratives of Early Maryland*, ed. Hall, 357.
- (20) *Ibid.*, 354, 357.
- (21) *Ibid.*, 378. 書簡の口寄せは、一六五七年。
- (22) 実例は、*Archives of Maryland*, 10: 401 なども参照。
- (23) 鞭打ちの回数は一〇回以上とせられた(*Archives of Maryland*, 4: 35-39)。ただ、美談には、四〇回以上が「相場」ではなかつた。

- (25) 指摘がある (Main, *Tobacco Colony*, 113)。  
 拙稿「一七・一八世紀ノ北米タバコ植民地における人口と家族」(右尾祐司編『近代ヨーロッパの探求②・家族』(ミネルヴァ書房一九九八年)所収) 三三—三三頁。
- (26) *A Relation of Maryland*, 99.
- (27) ② *Archives of Maryland*, 1: 80, ③ *ibid.*, 1: 97.
- (28) *Ibid.*, 5: 361, 471.
- (29) Alsop, *A Character of the Province of Maryland*, 358.
- (30) ① *Archives of Maryland*, 22: 445, ② *ibid.*, 30: 286.
- (31) 一六四七年—四九年の平均価格。U.S. Bureau of the Census, *Historical Statistics of the U.S. Colonial Time to 1970* (Washington, D.C., 1975), 1198 以下註釋。
- (32) Main, *Tobacco Colony*, 117.
- (33) Abbot E. Smith, "The Indentured Servant and Land Speculation in Seventeenth-Century Maryland," *AHR* 40 (1934): 467-472; Russell R. Menard, "From Servant to Freeholder: Status Mobility and Property Accumulation in Seventeenth-Century Maryland," *WMQ* 30 (1973): 49.
- (34) Smith, "The Indentured Servant," 469; Clemens, *The Atlantic Economy*, 71; Bond, ed., *Proceedings*, ix.
- (35) *Ibid.*
- (36) Aubrey C. Land, *Colonial Maryland: A History*, 23-25; Clemens, *The Atlantic Economy*, 70-73.
- (37) Smith, "The Indentured Servant," 469. "Certi. rei." は Certificate retained の略で、土地測量期限、正確には土地測量官が発行した測量根拠証明書の交付期限の意である。また、捺印は新開地であるのである。
- (38) Hammond, *Leah and Rachel*, 292.
- (39) 解放奉公人の資本蓄積状況については Carr & Menard, "Immigration and Opportunity," 222 以下。
- (40) これはオルソープが本国の兄に宛てた書簡である(一六六二年)。Alsop, *A Character of the Province of Maryland*, 388.
- (41) 拙稿「南部植民地における階層構造と衣服」(『名古屋大学文学部研究論集』二二五(一九九六年) 四—六頁)。
- (42) 拙稿「メリーランド植民地社会の展開」第三章。
- (43) 理由としては、①女性奉公人は解放後すぐに結婚するケースが多く、姓が変わって史料的に追跡が難しく、②当時、結婚のみが女性奉公人にとって唯一の社会的上昇の機会であった、などがあげられる (Carr & Menard, "Immigration and Opportunity," 233)。
- (44) Id., "From Servant to Freeholder," 37-57.
- (45) Russell R. Menard, P. M. G. Harris and Lois G. Carr, "Opportunity and Inequality: The Distribution of Wealth on the Lower Western Shore of Maryland, 1638-1705," *MHM* 69 (1974): 169-184.
- (46) Menard, "From Servant to Freeholder," 57-64. 非年季契約奉公人の出自や解放給与などが正規の年季契約奉公人と比べて大差がないことは、すでに前章で指摘した。したがってこのローホートの示す社会的流動性の低さは、この集団自体の特性(非年季契約奉公人であるという事実)に原因があるわけではなく、当時のメリーランド社会そのものの要因としていえることが保証される。
- (47) Smith, "The Indentured Servant," 470-472.
- (48) Clemens, *The Atlantic Economy*, 101.
- (49) Carr & Menard, "Immigration and Opportunity," 233.
- (50) Walsh, "Servitude and Opportunity," 115-128.
- (51) いっぺん長くメリーランドに留まっていたので、一六七〇—一八〇年代以降に入植した者の社会的上昇は非常に困難であった。また、非年季奉



- 公制度を理解しないネイティヴ（植民地生まれ）の主人と奉公人との間の心理的・経済的格差が拡大していったことも指摘されている（*ibid.*, 124-125, 127-128）。
- (52) 一方、大ブロンターの息子は、その所領を確実に維持しており、上層の固定化が進行していったことがわかる。Alan L. Kulikoff, "Tobacco and Slaves: Population, Economy, and Society in Eighteenth-Century Prince George's County, Maryland" (Ph.D. diss., Brandeis University, 1976), 134-135, 141-142. なお、一六八〇年代以降は年季契約奉公人の数自体が減少する中で解放奉公人の動向の追跡は非常に困難となり、またその意義も減ずる。したがって一八世紀においては、もっぱらプランター（中小プランター）の動向から社会的流動性を計量することになる。
- (53) Walsh, "Charles County," 229-235.
- (54) Alsop, *A Character of the Province of Maryland*, 355.
- (55) *Ibid.*, 358-359.
- (56) セント・メリーズ郡とタルボット郡の状況を観察したイエズス会士ジョーゼフ・モズリーの証言 (David C. Skaggs, "Maryland's Impulse toward Social Revolution, 1750-1776," *JAH* 54 (1968): 774-775)。
- (57) 拙稿「メリーランド植民地社会の展開」第一章、拙稿「一七・一八世紀ノ北米タバコ植民地における人口と家族」、第二節、拙稿「南部白人社会の安定化」(歴史学研究会編『南北アメリカの五〇〇年(第一巻)「他者」との遭遇』(青木書店、一九九二年)「二九八—三〇〇頁」)。
- (58) 拙稿「タバコ植民地経済の展開——独立革命への経済的前提——」(『史料』第七〇巻・第五号、一九八七年)参照。
- (59) Earle, *The Evolution of a Tidewater Settlement System*, 59; Kulikoff, "Tobacco and Slaves," 323-324.
- (60) さらにその理由としては、①タバコはかさばるため、積み出しには河川に面した土地が望ましい、②馬車よりも舟による方がより容易に運搬・移動が可能、③内陸の森林地帯を開墾するのは物理的に困難、④奥地では先住民による襲撃の危険がある、などがあげられる。なお地価上昇により、大土地の売買よりも小土地市場の活発化が見られた。Vertrees J. Wyckoff, "Land Prices in Seventeenth-Century Maryland," *American Economic Review* 28 (1938): 82-88; Clemens, *The Atlantic Economy*, 74-79.
- (61) Carr & Menard, "Immigration and Opportunity," 234.
- (62) 拙稿「メリーランド植民地社会の展開」第三章。